

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

明治期の資産分析と貧困

著者	牧野 文夫
出版者	法政大学経済学部学会
雑誌名	経済志林
巻	84
号	1・2
ページ	1-36
発行年	2016-09-27
URL	http://hdl.handle.net/10114/12657

明治期の資産分析と貧困

牧野文夫

はじめに

筆者は南亮進・一橋大学名誉教授と共同で、2017年春刊行予定の岩波講座『日本経済の歴史』第3巻（近代1）において、明治期における「所得と資産の分布」についての論文を発表することになっている。ただし、同論文では紙数の制限により所得分布を中心に論じ、資産分布や貧困問題については十分な議論を尽くすことができなかった。そこで本稿において、改めてこれらの問題について論じ、上記論文を補完する。

本稿の構成は以下のようにになっている。第1節では経済発展と資産分布に関する実証研究を紹介する。次いで第2節では1880年代中期における実物資産（土地）と金融資産の分布について取り上げ、第3節では実物資産の分布を対象に、その後明治末期に至る時期の変化について論じる。第4節では明治期の所得・資産の分布に関連づけて貧困問題を扱う。

1. 資産分布に関する史的研究

1.1 欧米に関する研究

経済発展にともない所得分配がどのように変化するかという問題については、サイモン・クズネッツが興味深い仮説を発表した（Kuznets, 1955）。それによれば、まず工業化の初期には所得分布が悪化する。なぜなら初期

には農業の比重が高いため、工業化による農工間の所得格差の拡大によって一国全体の分布が悪化する。しかし工業化がいつそう進行すると、農業人口の都市産業への移動によって所得格差は縮小するし、たとえそれが縮小しなくとも、農業の比重が小さくなればたとえ農工間所得格差が拡大しても、それは国全体の所得分布にもはや大きな影響を与えない。したがって、横軸に経済発展の指標として1人当たりGNIをとり、縦軸に不平等度（たとえばジニ係数）をとると、不平等度は経済発展の初期には上昇し、後に低下するという逆U字型を描く。このためこの仮説は「逆U字型仮説」とも呼ばれる。

ただし、1980年代から先進諸国では再び所得分布が悪化しつつあり、クズネッツ仮説の妥当性に疑問が出されるようになった（ピケティ，2014）。

クズネッツ仮説が提起されて以来、所得分配の歴史についての実証研究が欧米、日本で盛んに行われたが¹⁾、資産についても同仮説が妥当すると考えられる。

欧米では、検認済みの遺言目録、相続財産、相続税・各種富裕税などの資料を利用し、おもに純資産（物的資産と金融資産の合計から負債を控除）を指標として、上位階層の資産所有比率に関する研究が1980年代から活発化してきた。

たとえば、遺言目録などを使った17世紀後半からのイギリスの資産分布についてリンダートの研究（Lindert, 1986; Lindert, 2000）や18世紀後半以後のアメリカに関するウィリアムソン＝リンダート、ソルトウなどの研究（Williamson and Lindert, 1980a, Chaps2-3; Lindert, 2000; Soltow, 1989）がある。

これらの研究成果によれば、現在と同様に工業化の初期局面においても資産格差は所得格差よりもはるかに大きく、イギリス（イングランド&ウェールズ）では、18世紀半ばにおける所得シェアは上位5%の家計が所得

1) 詳しくは、南・牧野（2017, 第1項）参照。

の35.4%を占めたが、純資産シェアは上位1%だけで43.6%を占めた(Lindert, 2000, pp.175,181)。

アメリカにおいても、1774年の上位1%（自由民家計が対象）の所得シェアは6.1%で（所得分布のジニ係数は0.400）であったのに対し、上位1%の純資産シェアは14.3%（純資産分布のジニ係数は0.694）に達した。また総資産基準では、自由民成人男性を対象としたジニ係数は、1774年の0.632が1860年には0.832と大幅に上昇し、18世紀後半から19世紀に半ばにかけて不平等化が進んだことが確認できる(Williamson and Lindert, 1980b, p.37; Lindert and Williamson, 2012, p.35)。

さらに、オールソン・他は、イギリス（1740～2003年）、アメリカ（1774～2001年）、フランス（1800～2000年）、スイス（1913～1997年）、デンマーク（1789～1996年）、ノルウェー（1789～2002年）、スウェーデン（1800～2003年）の富裕層の資産シェアの長期的変化に関する研究を発表した(Ohlsson et al., 2008)。かれらはこれら7ヶ国の経験をもとに、以下の2つの結論を述べている。第1に、欧米先進国の工業化の初期段階における資産分布の不平等化（上位1%の富のシェア）については、18世紀前半から20世紀初期イギリスと19世紀のアメリカとフランスについてはあてはまるものの、スカンジナビア3国やスイスについてはあてはまらない、しかし第2に、20世紀に入ってからは、上位1%の富のシェアはスイス以外の国で明瞭な低下傾向が観察される。

またピケティ（2014, 第10章）でもフランス、イギリス、スウェーデン、アメリカを事例に資産格差の問題を扱っている。

1.2 日本に関する研究

日本を対象とした資産分布の長期動向に関する研究は、所得分布に比べ資料面での制約が原因で外国に比べ大きく遅れている。ここでは明治期に限定されるが、資産分布に関連する研究といえば、もっぱら地主制研究にともなう農地所有を対象としたものであったといっても過言ではない。

資産分布全体についての注目すべき近年の研究成果は、上位所得者の所得シェアの推計に関連して行われた森口・サエズの研究である。森口・サエズは、1905（明治38）年4月1日に施行された相続税の納税額を使って、1905～2005年の期間を対象に、資産保有額の上位5%、1%、0.5%、0.1%、0.01%の5階層に分けた成人（20歳以上）被相続人の平均純資産額（実物資産、金融資産、財産権の合計から債務を控除）と1925～2005年の資産構成比、すなわち農地、住宅地、住宅・構造物、事業用資産（個人企業、農家も含む）、株式、財産請求権（債券、現・預金）、その他（家計資産、年金、生保、その他）および債務総額の資産総額に対する割合を推計した（Moriguchi and Saez, 2010, pp.140-152）。

2. 明治中期の資産分布

2.1 資料

本項では府県単位の調査結果を使って1880年代の土地資産と金融資産の分布状況について分析する。利用する資料は、有元正雄がかつて紹介した『各府県民有財産取調概表』（以下『概表』と略）である（内務省県治局，c1886；有元，1972）。これは内務省県治局が編集した民間の財産、すなわち民有地地価（1886年1月現在）、公債証書（1885年下半年期現在）、銀行株券（同）、鉄道会社株券（1883年7月31日現在）、郵船会社株券（1885年下半年期現在？）、米商会所株券（1886年2月調査）、株式取引所株券（同）の所有金額階級別の金額と人数、および船舶積載量階級別所有者数（1886年2月調査）、戸数割免除人員割合（1886年1月現在）などを府県（北海道と沖縄県を除く）単位の調査したものである。調査時期は松方デフレが収束し、日本が近代経済成長の段階に入る時期に当たる。その意味では、この資料を利用して工業化の初期時点での資産分布状況を把握することができる。

『概表』を紹介した有元論文には、原資料に含まれている各種資産の中で船舶所有者一覧と戸数割免除人員割合を除いた主要な表が転載されている。ただし同論文に転載された表の一部数字には誤記があるので、ここでは市政専門図書館蔵の原本と照合して修正した計数を使う。以下では、土地と金融資産（公債）の分布および有元論文には掲載が省略された戸数割免除人員割合も利用し、所得水準、資産分布および貧困などの関係について分析する²⁾。

なお原資料である内務省県治局がまとめた調査結果は、資産種類ごとに集計したものであるから、同一の資産保有者が複数の資産でカウントされている例は少なくないだろう。したがって、資産ごとにまとめられた表を集計して資産全体の不平等度を計算することできない。そのため以下では土地と金融資産を分けて検討を加える。

2.2 土地資産

『概表』を使った土地資産の分析に先立ち、徳川期から明治初期に至る土地所有制度の変遷と土地集積に関するこれまでの研究について、ごく簡単にまとめておこう。

徳川時代においては、町屋敷の土地は基本的に売買自由であったものの、農村の土地は形式的には「田畑永代売買禁止令」によって取引が禁止されていた³⁾。維新後1868年12月に農民の土地所有権を確認する旨の布告が出され、1872年には田畑永代売買禁止令が解かれ自由な土地売買が許された。翌1873年の地租改正布告とその後の改正事業によって土地を商品とし

2) 有元自身は、本資料を使って地主制（小作地率）の形成と松方デフレ直後の資産家形成について簡単に言及しているに過ぎない。また中村（1979, 122-132頁）は有元資料を使って、地主の土地所有の地域性について論じている。

3) ただし「質流れ」とか「年季売り」という形をとって、実質的な土地売買は行われていた（小野, 1948, 135頁）。しかし、たとえば質地は元金を返済すれば、それが質入れから何年経過しようとも請け戻すことができるという「質地請戻し慣行」が農村の社会的慣行になっていたため（白川部, 2010, 46頁）、近世農村における土地に対する権利は、「所有」ではなく「所持」とよばれた（白川部, 2004, 273-274頁；渡辺, 2008, 70, 121頁）。

て売買するための法制が整備された（小野，1948，143頁；林，1965，189頁）⁴⁾。

他方，地主への農地集中は既に江戸時代から進んでいたが⁵⁾，上記のような制度改革のもとで実際に土地の売買が活発化したのは，1881～84年の松方デフレの時期であった。物価下落によって物納から金納に変わった地租の納税原資となる所得が極端に落ち込み，その結果としてデフレの影響を強く受けた農民が土地を手放し，地主のもとに農地の集中が進んだ（古島，1958，335-336頁；福島，1975，93，327頁）。

本題に戻ろう。『概表』の民有地については，1886年1月調べの各府県報告にもとづき，所有者の種類別（個人単独，個人複数，団体・法人，共有）・地価金額階級別に人数と金額が集計されている。所有者別で最も大きな金額を占めているのは個人単独所有で，その所有地価総額15億9036万円は，1885年末現在の民有地地価総額16億4364万円（北海道・沖縄県を除く。『第6回 日本帝国統計年鑑』22頁）の96.8%に相当した。したがって土地資産の分布については個人単独所有分だけを使っても概ね全体の動向が判明するだろう。

また同年における民間（個人・非金融法人計）の金融資産は4億4485万円（藤野・寺西，2000，544頁）であったから，建物・機械等の動産の価額は不明なもの，この時期の個人資産の大部分は土地であったと判断してよい。したがって土地資産を中心に分析することによって，当時の資産分布のおおよその状況が判明するだろう。

そこで個人単独所有の土地に関し，所有する土地の地価金額階級別に人

4) しかしながら，地租改正時における地租したがって地価の決定は，市場における売買価格ではなく収穫高が基準とされたため，地租改正は徳川時代の石高制との連続的側面が強いと言われている。最近の研究では，たとえば福岡県の事例にもとづいた矢野（2015）を参照。

5) 都市部については，たとえば岩崎（2002），江戸における三井家の不動産投資に関する鷲崎（2012）などを参照。農村部においては，これまでの地主制研究の成果として，山形県・本間家に関する稲葉（1960），新潟県・市島家に関する小村（1960，377-445頁），畿内に関する古島・永原（1954，194-204頁），様々な事例を紹介した太田（1981，第2章）など枚挙にいとまない。

表1 所有地券の地価金額別分布 (1886年1月)

	200円未満	200円以上 400円未満	400円以上 1千円未満	1千円以上 1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円未満 10万円未満	10万円以上 20万円以上	計	ジニ係数
人数 (人)	4,784,440	919,144	701,709	255,086	5,208	154	34	7 6,665,782	0.6348
								(10,643,396)	(0.7713)
金額 (千円)	288,328	259,897	436,413	503,067	85,211	10,063	4,721	2,661 1,590,363	

(注) 1) 対象は個人所有分で、人数の () は土地無所有者を含めたもので、その推計方法は本文参照。

2) 北海道、沖縄県を除く。

(資料) 内務省県治局 (c1886, 表5, 表6)。

数および地価金額を集計したものを表1に示す。この集計表を使って全国計(北海道・沖縄県を除く)のジニ係数を計算すると0.635となる。ただしこの数字については、いくつかの留保が必要である。第1に、『概表』では土地所有者の名寄せ作業は行われていないので、複数の地券を保有している人は重複してカウントされているはずである。それゆえ資産金額が大きくなるほど所有者数が過大に集計され、その結果表1のジニ係数は名寄せした場合に比べ低くなっているはずである⁶⁾。

第2に、地租改正時の地価決定の原則が都市地と農村とで異なっていた。農村部では原則として地元米価とコメの収穫量を基準に地価が決定されたのに対し、都市部では土地の商業的価値をある程度反映して地価が決定された。そのため市街地の地価(坪単価)は農村部に比べてかなり高い水準になった(森田, 1993)。地価ベースの『概表』を使った全国の土地所有のジニ係数には、地価の高い都市部の分布動向が農村部より大きな影響を与えている。

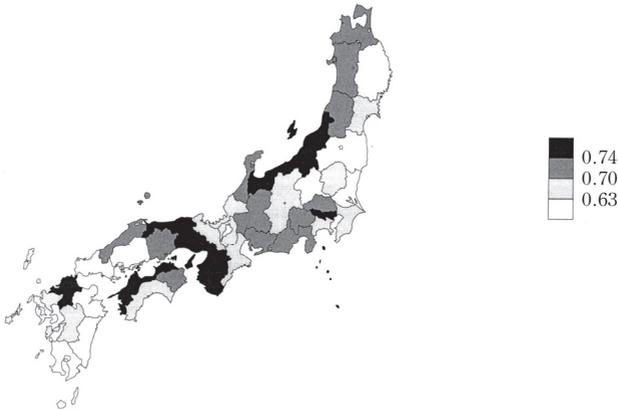
第3に、このジニ係数は土地の所有者に限定して計算されたもので、それには土地を所有していない人が反映されていない。その意味においてもジニ係数0.635は過小推計になっている。

6) 野口(1987, 表1)は、1878(明治11)年刊の山本忠兵衛(編)『区分町鑑東京地主案内』を使って個人を名寄せした東京市内15区の所有規模別地主数の集計表を作成した。その集計表を利用して名寄せ前後でジニ係数の変化をみると、名寄せ後のジニ係数(0.677)は単純集計のジニ係数(0.650)よりもおよそ0.03ポイント上昇する。

そこで無所有者も含んだジニ係数を推計してみる。対象を20歳以上男性⁷⁾に限定し、その総数から土地所有者総数を控除した人数を非所有者数とみなしてジニ係数を計算すると、それを含まない場合に比べ0.14ポイント上昇し0.771になる⁸⁾。1890年代半ばにおける所得分布のジニ係数は0.432であったから（南・牧野, 2017）、先に紹介した欧米の事例と同様に、土地資産分布は所得分布よりもはるかに不平等であった。

次に府県ごとに前段の全国計と同様の資料、方法を使って土地の無所有者を含めたジニ係数を計算し、府県間のジニ係数の相違がどのような要因によって説明できるか検討してみる。推計された各府県のジニ係数を小さい値から並べ、府県の数4等分されるようグルーピングした結果を図1に示す。

図1 土地所有の府県別ジニ係数



(注) 1) 現在の奈良県と香川県は、当時はそれぞれ大阪府と愛媛県の一部であった。

2) ジニ係数の計算には土地の無所有者を含む。

(資料) 内務省県治局 (c1886), 内務省総務局戸籍課 (1887)。

7) 府県別20歳以上男性人口は、『明治19年1月1日調日本全国民籍戸口表』（内務省総務局戸籍課, 1887）に掲載された府県別現住人口（第2表）に、府県別本籍人口年齢構成比（第5表）を乗じて推計した。

8) このジニ係数の値は、1970年代前半の勤労者世帯の持家資産（非所有世帯も含む）に関するものほぼ同水準である（経済企画庁総合計画局, 1975, 80頁）。

同図からは、土地資産の分布状況について以下の事実が判明する。1) ジニ係数が高いのは、東京府、大阪府、兵庫県など経済的に発展した府県である。2) また東北から山陰にかけての日本海沿岸地域、広島県と山口県を除く瀬戸内海沿岸地域などもジニ係数が高い。これらの地域は、徳川時代の主要な物資運搬ルートであった北前船の航路にあたり、いわゆる19世紀前半から始まる前近代のインフレ的成長の成果を享受した地域と考えられる。3) 逆にジニ係数が低いのは東京府と埼玉県を除いた関東各県や南九州各県などである。

ジニ係数の府県間格差を説明するため、いくつかの仮説を提起し、定量的に検証してみる。第1に、図1から分かるように、府県間の所得水準の相違が土地資産の不平等度の差の要因になっていると考えられる。クズネッツ曲線（逆U字）が当時の日本にも妥当すれば、近代経済成長の初期局面では所得水準の高い府県ほど資産格差は不平等になると考えられる。

第2に、当時の民有地の地目は大部分が田畑であったから、土地所有の不平等度は地主制の進展と関係していたことが予想される。徳川時代中期以後、畿内、越後、庄内地方などでは地主への土地集積が進んだことはすでに述べたが、1880年代前半までの各地における土地集中度の相違が、土地資産の分配の不平等度の差の背景にあり、地主への土地集中が進んだ府県ほど、土地資産は不平等になっていると考えられる⁹⁾。

第3に、明治前期において地主への土地集中が進んだ背景には、特に松方デフレによる物価下落があった。これが資産分配の不平等化に与えた影響についてもあらためて検証してみる。

第4に、土地の保有コストである土地への課税負担が重い府県ほど、富裕層に土地が集中する傾向が強いと考えられる。

以上、土地資産分配の不平等度に関する府県間格差に関して4つの仮説を設定した。これを検証するために、以下のモデルを設定する。

9) この点より詳しくは、古島・守田（1957b）を参照。

$$G_i = f(Y_i, R_i, P_i, T_i)。$$

記号の意味とモデルのパラメータ計測に際して利用した資料出典は次の通りである。Gは土地所有のジニ係数（無所有者も含む。推定に際しては100倍した）。Yは1人当たりGDP（深尾・攝津推計の1890年の値¹⁰⁾）。Rは田畑計の小作地面積比率（松方デフレ中期の1883年末における田畑小作地面積の田畑総面積に対する比率で¹¹⁾、データ出典は農林統計研究会、1983）。Pは物価変化率（1881～85年の玄米価格の年平均変化率で、資料出典は梅村・他、1983、132-137頁）。Tは土地課税負担率（前述のGDPに対する地租、地租割、地価割および反別割の合計額の1882～84年平均値の比率。各税の資料出典は『日本帝国統計年鑑』各年版）。下付きの*i*は府県を意味する。

線形回帰式を使ってモデルのパラメータを推計すると、以下のようになる。

$$G = 23.743 + 0.514Y + 0.365R - 1.056P + 5.070T, \quad \bar{R}^2 = 0.488$$

(2.43**) (4.39***) (3.39***) (2.03**) (2.96***)

()はt値で、***, ** はそれぞれ1%, 5%の有意水準で有意。

推定されたパラメータはすべて1%あるいは5%の有意水準以下で有意であり、Y, R, Tのパラメータはいずれも正であるので、他の条件を一定とすれば、所得水準が高い地域ほど、徳川時代に既に土地集中が進んでいた地域ほど、土地の保有コストが重い地域ほど、そしてPのパラメータの推定値はマイナスであるので、物価の下落率が大きかった地域ほど、近代経済成長の初期時点における土地資産は不平等に分布していたといえよう。

10) http://gcoe.ier.hit-u.ac.jp/research/database/data/industry_va.xls, 2016年2月確認。

11) この変数は第2仮説の検証のためであり、本来であれば松方デフレ以前の時期が望ましい。しかし全国ベースで自・小作別田畑面積が判明する最も古い年次が1883年であったため、この年次のデータを採用せざるを得なかった。

2.3 金融資産（公債証書）

次に金融資産の分布について分析する。『概表』の調査対象となった金融資産には、公債、銀行株、鉄道会社株、郵船会社株、米商会所株、株式取引所株があるが、公債だけで金融資産総額の70%を占め、しかも個人所有分が判明するので、以下では公債について取り上げる。

調査結果によると公債証書総額（1885年下半期現在）は1億9195万円で、その56.5%に当たる1億854万円が個人所有となっている。同年7月1日現在の内国債・外国債の残高は、2億2908万円（『第6回 日本帝国統計年鑑』828頁。流通紙幣、征討費借入金を除く）であったから、『概表』では83.8%が捕捉されていたことになる。さらに1885年段階の内国債残高の76%は金禄公債（1877年1月発行）であったから、金禄公債証書支給時点（1877年）と『概表』調査時点（1885年）との間の金融資産（公債）の所有分布の変化についての比較分析も可能となる。

表2 公債証書額面金額別分布（1885年下半期調査）

	1千円未満	1千円以上 1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円 以上	計	ジニ係数
人数（人）	74,726	14,976	1,033	91	1	90,827 (10,643,396)	0.6461 (0.9970)
金額（千円）	26,885	33,759	25,162	21,385	1,349	108,540	

(注) 1) 対象は個人所有分で、人数の（ ）は公債証書無所有者を含めたもの。

2) 北海道、沖縄県を除く。

(資料) 内務省県治局（c1886, 表13）。

表2は、土地を対象としたのと同様の方法を使って個人所有分の公債証書所有分布についてのジニ係数を計算したものである。所有者のみを対象とした場合のジニ係数は0.646で、これは土地の場合（0.635）とあまり変わらない。ただし公債証書の大部分は金禄公債であり、これは下級士族にも交付されていたことを考慮すると、そのような政策的配分実績がない株式を含めた金融資産所有の不平等度は、所有者のみを対象とした場合でも

上記の数値よりもさらに高まるであろうことは容易に推測がつく。また、公債証書の無所有者を含めたジニ係数は0.997とほぼ完全不平等に近い状況になる。金融市場が未発達の近代経済成長スタート時点では、当然のことではあるが、金融資産の不平等度は、現代とは逆に土地よりも大幅に高かった。

ところで既述のように、公債証書の中でもっとも大きな割合を占めていた金禄公債は、秩禄（賞典録、家禄）の代償として、1877年におもに華族、士・卒族に対して付与された（秩禄処分）。そこで交付時点における配分と『概表』の調査結果を比べ、8年間における分布の変化を検討してみる。

表3 金禄公債証書額面金額階級別分布

額面 ¹⁾	1100円未満	1100円以上 7500円未満	7500円以上	総計	ジニ係数
金利	7%	6%	5%		
支給人数	262,317	15,377	519	278,213	0.2946
総支給額 ²⁾ (千円)	108,838	25,039	31,414	165,291	
1人当たり支給額 (円)	414.9	1,628.3	60,527.1	555.1 ³⁾	
平均支給年限 ³⁾ (年)	12.2	10.4	5.9	9.9 ⁵⁾	
金利収入 ⁴⁾ (円/年)	29.0	97.7	3,026.4	37.1 ⁵⁾	

(注) 1) 額面金額は「金禄公債証書発行条例」第1条に規定された金禄元高に支給年限を乗じたもの。

2) 総支給額は端数処理の現金支給額分を含むが無視しうる程度なので、証券交付額とみなして支障ない。

3) 原資料の金禄元高の積算額を金禄年額で除した。

4) 1人当たり支給額に金利を乗じた。

5) 10%利付き証書分を含む。

(資料) 明治財政史編纂会 (1904, 436-437頁)。

表3は「金禄公債証書発行条例」(1876年8月5日布告)にもとづいて要約した金禄公債の額面(金禄元高×年数)階級別の支給人数と支給金額などをまとめたものである。これによれば、元の禄(元高)から金禄公債の額面(交付額)に換算するに当たり、元高が低いほど、元高分を支給する年限が長くまた額面に対する金利が高くなるような換算法がとられた。その意味では、元高が低い階層ほど有利に扱われた¹²⁾。

この階級別分類表からジニ係数を計算すると0.295とかなり低い値とな

る。これは受取金利分を含んでいないので、額面が低いほど金利が高くなる仕組みを考慮すれば、金利分を元金に含めて計測したジニ係数はさらに低い値となるであろう。もっとも金額階級数が3つという粗い分類なので、ジニ係数の値自体は低くならざるを得ないが、表2の0.646と比べてみると、金禄公債支給時点の1877年から『概評』調査時点の1885年の間に金禄公債所有の分布が不平等化したことが分かる。

不平等度化の原因には明治10年代に起きた急激なインフレがある。金禄公債の支給額を決める際の金禄元高は、各府県における1872年から1874年の3ヶ年の平均米価を基準に決められた（既述の太政官布告第138号）¹²⁾。公債の利子収入のみで生活を送っていた階層特に表3に示した額面1100円未満の下級士族の金利収入（29円）は、ほぼ同時期の生計費調査における下級階層の平均的な生計費、たとえば栃木県の32～33円や静岡県 of 40円（貨幣制度調査会、1895、373-374頁）をも下回る水準であったから、1877年から始まったインフレによる影響は甚大であった。

1878年9月になると、金禄公債の書入、質入および売買が解禁された（太政官布告第25号）。その結果、生活に困窮した下級士族は保有していた公債を次第に手放していった¹⁴⁾。金禄公債は延べ31万3517人に付与されたが（表3の総支給人数に10%金利付公債が支給された3万余人を加えた人数。明治財政史編纂委員会、1904、437頁）、8年後の『概表』調査時点による公債の個人所有者数は、金禄公債以外の公債の所有者を含めそのおよそ30%に当たる9万827人に減った。

所有者数の減少を公債の額面金額別に分けると非常に対照的な動きが観

12) しかしながら、士・卒族の金禄元高自体が、維新前の2961万円（現米支給から金禄支給への変更時に使われた米価による金額換算）から、諸藩が独自にすすめた家禄削減（たとえば千田、1979、371-381頁）や廃藩置県後の家禄奉還などにより、金禄支給への切替後（1875年9月7日太政官布告第138号）に1234万円へと減額されていたこと、他方で華族の支給額にはこのような減額はなかったことなどに留意する必要がある（大内・土屋、1979a、43-44頁）。

13) 各地の具体的な米価は、大内・土屋（1979b、480-489頁）を参照。

14) これについては、『興業意見』（巻15）で報告された各地の事例を参照（大内・土屋、1979c、811-870頁）。

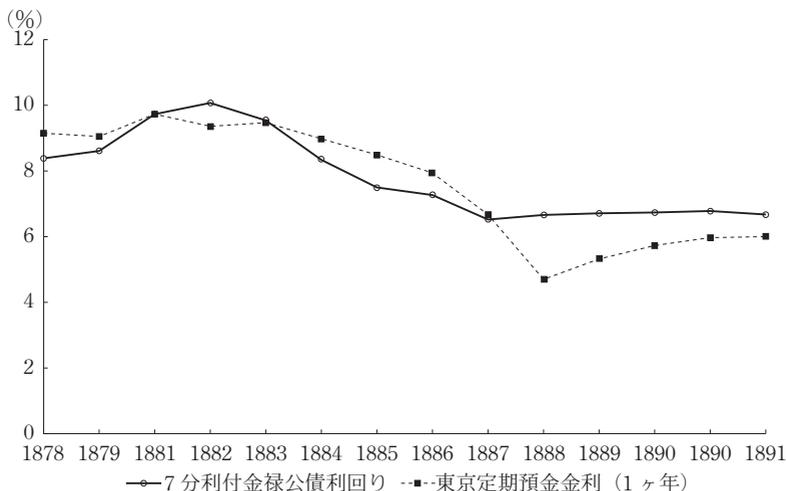
察される。表3からわかるように、支給時には額面1100円未満の受取人はおよそ26万人、1100円以上のそれは1.6万人いた。他方『概表』の額面1000円未満の所有者は7.5万人に減少したのに対し、1000円以上の所有者は1.6万人と、8年前の支給時と比べほとんど変わらない(表2)。金禄公債は1882年度から償還が始まっているが1884年度までの償還額はおよそ500万円に過ぎないので(大蔵省理財局, 1918, 184頁)、償還が所有者数の原因とは考えられない。金禄公債を処分したのは、額面が少ない下級士族が中心であったことが分かる。

図2は7分利付金禄公債の市場での売買取引価格から逆算した利回りの推移を描いたものである。そこには比較の基準として東京定期預金金利(1ヶ年)も描いた。1877~81年におけるインフレの時期は、金禄公債の売却処分が増大したため売買価格は低下し、その結果利回りは上昇した。以後1886年までは売買価格は上昇し利回りは低下した。その後償還が完了する1891年9月までは、利回りはほぼ一定であった。また7分利付金禄公債の利回りは、定期預金金利(1ヶ年)とおおむね同水準で推移しており、両者の間に金利裁定が働いていたと考えられる。

国立銀行条例の改正(1876年8月)により、4分利付以上の公債証書を保有していればそれを政府に預託して抵当とし、同額の銀行券を発行できるようになった。したがって、国立銀行の設立資産として金禄公債を保有すれば、それ自身から利子収入だけでなく、銀行の貸付利子収入も同時に取得できた(寺西, 1982, 35-36頁)。その意味で金禄公債を国立銀行資産として活用すれば、定期預金以上に有利な投資対象となり、所有の集中が進んだとみられる。

しかしながら国立銀行設立を通じた金禄公債の活用は、逆に士族の間に新たな格差を生みだしていった。すなわち金禄公債の償還が始まる直前の1881年末における国立銀行紙幣のための抵当となった金禄公債の額は(額面ベース)、5分利付債は2908万円(当証券発行総額の92.6%に相当)、6分利付債は410万円(同16.4%)、7分利付債は1354万円(同12.5%)、1割

図2 金利の推移



(注) 金禄公債の利回りは、市場での取引価格から計算したもので、1878年は9月以降、1891年は9月9日までの相場。
 (資料) 金禄公債取引価格は、大蔵省理財局 (1918, 180-181頁)、東京定期預金金利は、東洋経済新報社 (1927, 103-105頁)。

利付債は130万円 (同14.1%) であった (明治財政史編纂会, 1905, 416頁折込表)。この中で金禄元高の大きいしたがって華族および上級士族に支給された5分利付債は、そのほとんどが第十五国立銀行 (1877年5月営業開始) の設立に当てられたことに留意する必要があるが (『第5回 日本帝国統計年鑑』396-399頁)、5分利付債に比べて他の利付金禄公債が、国立銀行の紙幣発行の抵当として利用されることが限定されていたことは、紛れもない事実である。中・下級士族にとっては国立銀行条例改正にともなう経済的利益に与る機会は少なかった¹⁵⁾。

最後に資産家の地域分布を明治中期と明治末期とで比較してみる。『概

15) 第十五国立銀行を別にすれば、各地の国立銀行の設立主体は、華族や士族でなく商人地主であった (朝倉, 1961, 第1章)。「商人たちが一儲けしようとし、設立に異常な熱意を示したことは充分考えられ、……士族を説得して金禄を出資させたとみるべきであろう」 (同, 89頁)。

表』における公債証書1万円以上の所有者数を資産家とみなす（すでに述べたように、『概表』では土地と金融資産の所有者が重複しているはずなので、ジニ係数の値が高い公債の方が土地よりも資産家の保有資産として適切な指標と判断した）。その府県別人数と明治44（1911）年「全国五拾万円以上の資産家表」（渋谷，1984，52-59頁）の府県別資産家数との相関係数を計算すると0.788となり¹⁶⁾，かなり高い相関がみられる。言い換えれば，明治末期における資産家の地域的分布の起源は，明治10年代末期に求めることができよう。

3 資産分布の変化

以下では土地を対象に農村部と都市部に分け，明治中期から後期にかけての資産分布の変化について検討する。

3.1 土地資産

すでに前項でみたように，土地所有のジニ係数は小作地面積比率と正の相関があった。したがって，農村部については，小作地面積比率を指標に不平等度の変化をたどることができるだろう。1885年から1914年にかけて，北海道，沖縄県を除く全国45府県の小作地面積比率は，田では43.5%から50.8%へ，畑では33.7%から37.9%，田畑計では39.4%から45.2%へと上昇し（農林統計研究会，1983），地主への土地の集中が着実に進んだことがわかる。

明治期の都市部における土地所有状況に関しては，特に東京市について，1870年代後半期の山本（1878），1906年11-12月時点の竹内（1907），1910

16) 東京府など特定の府県の人数が極端に多いので，対数変換した数値を使った相関係数である。『概表』の集計では一部の県で1万円以上の所有者がいないため，すべての数値に0.5を加えて変数変換しそれを対数化した（山村，2002）。なお『概表』の地価券面1万円以上の府県別所有者数と明治44年の府県別資産家数との間の相関係数は0.440に低下する。

年代初頭における久保（1912）など、土地公簿にもとづいた調査結果が残されている。このうち、山本と久保の編纂資料は、民有地を対象に地番ごとに所有者氏名、所有面積を調べた詳細なものであるのに対し、竹内の調査結果は宅地を対象に所有面積規模別に所有者数と所有面積を集計したものである¹⁷⁾。ただし山本が調査した毎筆坪数は、所有者の自己申告にもとづく壬申地券（1872年後半から翌73年にかけて発行）の数字なので正確ではないという点に注意する必要がある。地租改正後の正確な地積と比べると、6つの大区計の面積で30%弱過小となっている（滝島、2003、18-19、214頁）¹⁸⁾。

これらの中で山本（1878）と久保（1912）については、それぞれ野口（1987、128頁）と小林（1981、191頁）が集計表にまとめているので、竹内の集計結果とともにそれらを使って東京市内の土地所有のジニ係数を計算してみる¹⁹⁾。土地所有者のみを対象としたジニ係数は、1870年代後半は0.547、1906年末は0.614、1910年代初頭は0.624と推計され、時間の経過とともに不平等度は悪化していったことがわかる。

東京は徳川時代から借地・借家人が多かったが、『概表』を使った分析と同様に土地の無所有者も考慮してジニ係数を計算してみる。ここで無所有者は、全世帯数²⁰⁾ から土地所有者総人数を控除した人数とする。上記3つ

17) これら3つの調査は、調査の対象となった地域や地目が微妙に異なる。たとえば山本編資料は朱引内第1大区から第6大区、竹内編資料は市内15区が対象で、両者おおむねは一致しているが、久保編資料には市内15区に加え隣接部部（荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南葛飾郡）が含まれている。

18) 滝島（2003、216頁）は、第1大区大伝馬町一丁目の25筆の個別事例を挙げ、壬申地券（市街地券）と地租改正後の坪数と地価を比較している。坪数について地租改正前後の誤差率を25筆ごとに計算してみると、平均値±標準偏差×2の範囲内に収まっていないケースは2つみられた（外れ値の出現率8%）。しかし壬申地券に記載された各筆の地積の大きさと誤差率の値との間には相関は存在しなかったため、後述する土地面積を基準にしたジニ係数の計測に壬申地券の面積をそのまま用いても、特に大きな問題はないと思われる。

19) 野口集計は名寄せ前、小林集計は名寄せ作業の有無不明。また水本・大滝（1962）は、竹内調査を使って区毎の土地所有状況について分析をしている。

20) 各年の世帯数は、1920年の第1回国勢調査の結果をベンチマークに、各年の公簿調査の戸数（東京市役所、1935、434頁）にリンクして遡及推計した。

の時期におけるジニ係数は、それぞれ0.928, 0.967, 0.984に上昇する。無所有者を含むと東京市内の土地所有は1870年代後半でも完全不平等に近い水準で、それもまた時間とともに不平等化していった²¹⁾。

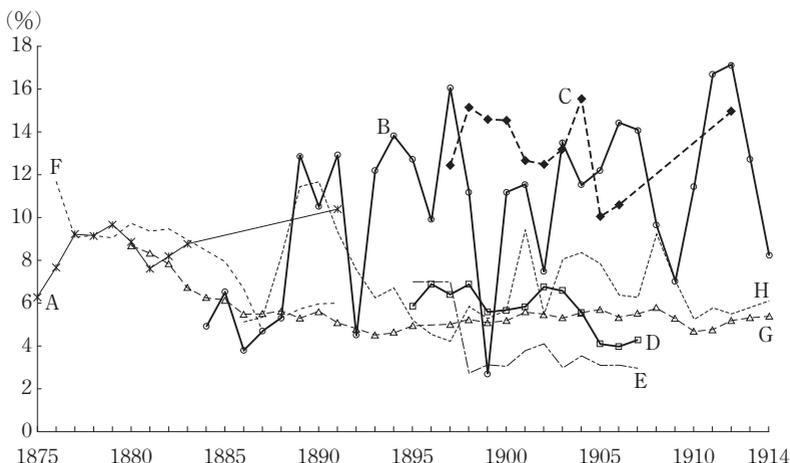
土地所有の不平等化の原因は、土地保有に対する高い収益率が背景にあったと考えられる。この点について、大地主を対象とした先行研究の事例を使って、土地に対する収益率と金融資産に対する収益率を比較してみる(図3)。なお比較に際しては、土地の場合は保有コスト(地租)や所得税が課せられたのに対し、個人が受け取る株式配当は、1919年度までは、支払先の法人所得が課税対象となっていれば非課税になっていたこと、国債利子については1909~1936年度の期間やはり非課税であったことに留意する必要がある(勝, 1938, 92, 130, 195頁)。したがってここでの土地収益は原則として租税等を控除した金額を使う。

図3では、都市部の地主として三井家、地方地主の事例として、山形県(水稲単作東北型)、山梨県(養蚕型)、岡山県(近畿型)の地主を取り上げる。

三井家が明治期に取得した土地の税引き後収益率(A系列)を金融市場の一般的な収益指標である東京定期預金(1ヶ年)金利(F系列)および国債利回り(G系列)と比較する。1880年代前半までは、AはFおよびGとおおむね同水準か下回る年次が多かったが、1883年を過ぎた頃から1891年までは土地収益率は金融資産の収益率を上回っていたと推測される。また都市化によって市街地の取引地価は上昇していったにもかかわらず、課税上の地価は1884年の地租条例以来1910年の宅地地価修正法まで固定されていたため、都市部の土地の保有コストは農村部に比べ相対的に安価になっていった。このような硬直化した土地税制も都市部における土地投資を有利にした要因であった。

21) 明治中期から末期にかけての都市部における土地資産の不平等化現象は、兵庫県尼崎町でも確認できる(渡辺, 1970, 208-209頁)。

図3 資産収益率の推移



- (注、資料) A : 三井家による明治期取得に関わる東京市街地の不動産収益率は、地租および地方税控除後の不動産利益÷土地購入価格。資料は鷲崎 (2013, 49-50頁)。
 B : 岡山県・西服部家の土地収益率 (年度ベースで租税諸費用控除後の土地所得÷年度末地価)。資料は大石 (1985, 129, 221, 226-227頁)。
 C : 山梨県・根津家の土地収益率。租税公課控除後の小作料収入÷土地集積額。1897年の小作料収入と租税公課は6～12月の金額を2倍したもの。1906年の租税公課額は、相続税 (3,236円) を除く。土地集積額には幕末～明治12年の取得代金15,337円を含む。資料は、小作料収入と租税公課については1897～1906年は中村, 1979, 58頁), 1912年は永原・他 (1972, 59頁)。土地集積額は永原・他 (1972, 23頁)。資料では1905年以降の土地集積額の数字はないが、根津家では1904年にほぼ土地集積が終わったので (永原・他, 1972, 22頁), 1904年の値をそのまま使った。
 D・E : 山形県・風間家の土地収益率・同貸金収益率。それぞれ地租控除後土地所得÷地価, 貸金収益÷貸付金元金。地租は各年次の地価に当該年の地租税率を乗じた推計値。資料は、渋谷・森・長谷部 (2000, 168, 194-195頁)。
 F : 東京定期預金金利。資料は図2に同じ。
 G : 国債利回り。資料は藤野・秋山 (1977, 382-384頁)。
 H : 東京株式取引所の株式配当利回り。資料は藤野・秋山 (1977, 226頁)。

農村部についてはまず岡山県・西服部家 (B) と山梨県・根津家 (C) の土地収益率を金融市場の一般的な収益指標である国債利回り (G) と東京株式市場の株式配当利回り (H) と比較する。Cは、データが得られるすべての時期について、GとHを上回った。Bは、1890年代前半まではHとほぼ等しい水準にあったが、それ以降特定の年次を除きHを上回った。またBとGとの比較では、1880年代後半から特定の年次を除きBはGを上回っていた。

山形県・風間家の土地収益率（D）は、前段の西服部家の場合とは異なり金融市場の一般的な収益指標であるGやHを通時的に上回っていたとはいえないが、風間家自身のよる貸付金収益率（E）と比べると、データが得られる14年間で、最初の3年次を除きDはEを上回っていた。

以上の極めて少数の事例に過ぎないが、土地保有コスト等を考慮しても明治期における地主による土地投資は、金融投資よりもおおむね高い収益性を有していたといえよう。

このような高い土地収益率をもたらした要因としては、特に明治後期が稲作の土地生産性のピークの一つであったことが指摘されている（澤田，1991，223-224頁）。この時期の稲作技術は、明治農法あるいは老農技術と名付けられている優良品種や牛馬耕の普及（二毛作化）、耕地整理などが中心になっていたが（牧野，1996，第6章）、これらの導入には各地の地主層が積極的役割を果たした（鎌形，1953，130-131，370頁；古島・守田，1957a，281-292頁；須永，1966，211-212頁）。この点は、明治後期（1909年）の府県データ（農林統計協会，1983）をサンプルに使用して、田の小作地面積比率と水稲反収との間の相関係数を計測すると、0.526（1%の有意水準で有意）と正の相関が見出されることによっても定量的に確認できる。明治末期までは、土地投資の高収益→地主への土地集中→技術導入→土地生産性の上昇→土地投資の収益の向上、というメカニズムが働いていたものと思われる。

3.2 相続財産

資産分布に関する分析の最後として、前述の森口・サエズ推計を使って資産分布の変化を推測してみよう。森口・サエズ推計は、相続税統計を使って上位の資産保有者の純資産額を推計したものである。しかし純資産額は、毎年の被相続資産を対象としたものであり、家計部門全体の資産を対象としたものではないことに留意する必要がある。そのため、当然のことながら、上位者の保有資産が家計資産全体のどの位の割合を占めているか

は、所得の場合とは異なり推計することができない。このような制約を考慮した上で、森口・サエズ推計からどのようなことが分かるか、以下で簡単に検討してみよう。

すでに述べたように一般的には資産の方が所得よりも上位者への集中度が高い。そのため一国全体の資産分布の動向には、上位グループのそれが大きく影響するだろう。そこで森口・サエズ推計による、資産上位1%グループが占める純資産総額と所得上位1%グループが占める所得総額の年平均増加率（2002年=100とする消費者物価指数で実質化）を計算してみる。経済の上昇局面である1905～18年では、純資産の増加率は7.9%であるのに対し所得の増加率は4.9%、下降局面である1919～28年ではそれぞれ6.5%、2.4%で（Moriguchi and Saez, 2010, Tables 3A.1, 3A.2, 3B.1）、いずれの場合も所得よりも純資産の方が早いスピードで増加した。

資産が金融資産に限定され、経済主体が個人（家計）だけでなく法人も含むという点で森口・サエズ推計とは異なるが、藤野正三郎・寺西重郎による民間金融純資産額の年平均増加率（藤野・寺西, 2000, 547頁を森口・サエズ推計と同様に消費者物価指数で実質化）を前段と同じ期間について計算すると、1905～18年は4.9%、1919～28年は5.9%であった。すなわち、上位1%グループの純資産額の伸び率は、民間部門全体の金融純資産の増加率を上回っていた²²⁾。

またマクロ（民間非1次産業）の労働分配率は、1910年代半ばから20年代前半の時期を除いて低下傾向にあり（南, 2002, 227頁）、資産保有から生じる所得は労働所得よりも成長率が高かった。これは労働過剰経済において、賃金（労働所得）が生存水準に抑えられていたためである。資本所得の増加は再投資を通じて資産を増やし、さらにそれがまた資本所得の増加

22) 『概表』によれば、財産規模が大きくなるほど土地よりも有価証券の占める割合が大きくなるので（有元, 1972, 64-65頁）、資産上位グループを対象とする場合は、森口・サエズ推計（実物資産を含む）と藤野・寺西推計（金融資産のみ）との間で、資産の範囲が異なることは、あまり深刻な問題にはならないと思われる。

をもたらしたと思われる。少なくとも上位階層において資産の増加率が所得のそれを上回っていた1920年代後半までの時期は、それによって上位の資産保有者の資産がより増加し、国全体の資産分布を不平等化させていったと思われる。

4. 貧困問題

4.1 徳川時代

徳川時代の農村には、村共同体の中にセフティネットのメカニズム、すなわち格差が際限なく拡大することと富裕者が応分の義務と負担を果たさない場合とに対する抑制機能が働いていた（渡辺, 2009, 44頁）。とはいえ、村内には貧富の差は確かに存在していた。たとえば、木下光生(2013)がまとめた、大和国吉野郡田原村における1805（文化5）年に作成された「去卯年御田畑出来作物書上帳」に記載された41戸の世帯収支個票データを使って、各種所得のジニ係数を計算すると、粗収入基準で0.397, 純収入（粗収入マイナス中間投入費。中間投入費は、肥代, 農道具代, 牛代の合計とした）基準で0.410, 可処分所得（純収入マイナス上納・小入用）基準で0.409, 世帯員数を考慮した等価可処分所得基準では0.344となった。これは一つの村の内部でも所得格差が少なからず存在したことを示している。また1807年時点の持高（土地資産）ベースのジニ係数は0.518となり、所得格差よりも資産格差の方が大きかったこともわかる。さらに相対的貧困率（世帯等価可処分所得がその中央値の半分以下の世帯の人口比率）を計算すると13.0%になった²³⁾。

都市部の貧困については、徳川中期以降になると貨幣経済の浸透や天災

23) ちなみにOECDが発表した2012年の日本の相対貧困率は16.1%である（<http://www.oecd.org/eco/surveys/Japan-2015-overview.pdf>, 2016年4月確認）。

をきっかけに農村から都市への人口流入が急増し都市部の困窮者が増大した、というのが従来の定説であった（たとえば原田, 1981, 359-380頁；吉田, 1993, 第2章）。

それに対し近年、都市研究の視点から斎藤修は江戸や小都市を対象に、雑業部門（小商い、日傭いなど）での労働需要の拡大が流入者の定着化傾向を促し、都市の成長をもたらしたとして、上記の都市の窮乏化や都市蟻地獄説（速水, 2009, 270-271頁）に修正を迫る仮説を提起した（斎藤, 2002, 第5章）。また農村研究の視点から平野哲也は、徳川時代の下野国芳賀郡の農村分析を通して、農民の離農は貧困が原因ではなく暮らし向きを上げるための戦略的行動の結果である、と主張している（平野, 2004, 477頁）。

このように最近の近世経済史に関する研究分野では、従来までの徳川中期から後期にかけての都市、農村における貧困・窮乏の拡大という仮説を再検討しようとする動きがある。

4.2 明治初期の大都市

それでは明治期はどうであろうか。貧困者についての統計数字として示されたものとして、東京市の事例がある。東京府は1868（明治元）年11月に地域の有力者（世話掛）に対し、市内の貧民の取調を命じた。その調査結果は翌年8月に報告されている（東京都, 1961, 685-686頁）。すなわち、

東京市中

総人数 503,700余人

内 富民	地主地借	196,670程
貧民	床借	201,760程
極貧民	同御救戴候者	103,470程
極々貧民	同教育所入相願候者	1,800程

である。この調査では、まず資産保有の視点（自己所有の家屋の有無）から富民とそれ以下に分類されている。しかし自分の家屋を保有しない借家人をすべて貧民とみなすべきはないと思うが、極貧民ここでは七分積金（松

平定信が導入した救済資金)からの救済を受けた人(北原, 1975, 60頁)と極々貧民すなわち窮民救済施設への入所希望者が合わせて10万5千人ほどおり, それらが調査総人口の20%に達しているということは注目すべきである。ただし, 七分積金の救済対象には, 窮民者だけでなく災害(火事, 水害, 飢饉など)罹災者も含まれていたため, 極貧10万余人が必ずしもすべて窮民者とは限らない点には留意する必要がある²⁴⁾。

一方大阪府においても1870年に「朝夕ノ食事粥雑炊類ノ食事致シ正道ニ相働候テモ家人多人数或ハ飢渴ニ及ブ」ような難渋者の調査を命じたところ, 町の人口30万7千人余の中で難渋者はおよそ5万6700人, 在方人口13万2100人余の中で難渋者はおよそ2万人余との報告がでた(大阪府社会福祉協議会, 1958, 187頁)。難渋者の対人口比は, 町中のみで18%, それに在方(農村部)を含めると17%になり, 東京市の場合とかなり近い数字になる。

いずれにせよ, 明治初めの混乱の時代, 大都市では20%近い人々が貧困状態にあったことになる。

4.3 士族授産問題

明治前期の貧困問題を考える上で, 身分を解かれ, 永久家禄を有期の金禄公債に転換させられた旧武士階級の救済問題にふれないわけにはいかない。これがいわゆる士族授産である。この問題については, 戦前期の吉川秀造(1935)や我妻東策(1940)などの古典的研究があり, また近年では, 政治史の視点からの落合弘樹(2001)による研究成果がある。

士族授産に投下された資金は, 1878年度から1890年度までの13年の間に486万円であった。これは同期間の中央政府の歳出額8億1070万円のわずか0.6%に過ぎないが, 内務省・農商務省から貸与された勸業資金の80%近

24) 平時における窮民救済給付(定式救)の対象者数は, 1868年は8404人, 1869年は1万6568人, 1870年(6月まで)は1万4447人であった(東京都, 1960, 88-89頁)。これは市内人口のおよそ2~4%程度に相当した。

くを占めた（落合，2001，194頁）。

産業別にみると開墾・移住開墾・耕種・牧畜の41%で最大で，養蚕・製糸・栽桑と絹綿その他紡織がそれぞれ20%を占めた（我妻，1940，174-175頁）。

問題はその成果だが，殖産興業あるいは士族の救済という視点からみれば，大部分は失敗であったと評価されている（落合，2001，194頁）。たしかに一部の士族は経営者として成功を取めたが（石川，1976，141-144頁），大部分の士族は貧困生活を送らざるを得なかった²⁵⁾。

4.4 明治中期の貧困状況

ここでは，既述の『概要』に掲載された府県別の戸数割免除比率（戸数割免除人数÷現住戸数）を使って，府県間の貧困状況の格差について分析する。これは内務省県治局が1886（明治19）年1月調べの各府県報告をまとめた結果であるが，有元（1972）では紹介されておらずおそらく今回が初出と思われる。

戸数割の課税は，1878（明治11）年太政官布告第19号「地方税規則」から始まった²⁶⁾。ただしその課税方法に関する具体的規定は1921年勅令第422号「府県税戸数割規則」まで定められていなかった²⁷⁾。しかしながら，「町村会に於て戸数割の負担に堪えずと認定したる者は戸数割を賦課せず」

25) 岐阜県士族の生計費調査（安藤・山本，1971，16頁）および広島県下士族の生計費調査（吉川，1943，244-245頁）によれば，下等（挙家日常の生計をなし得ぬもの）と無等（日常の生計に苦しむもの）が，戸数ベースでそれぞれ65%，81%を占めた。なお士族の貧困の具体的事例は吉田（1993，183-192頁）を参照。

26) 戸数割については，南・牧野（2017）に詳しい。

27) たとえば，1881（明治14）年7月に施行された東京府の「郡部戸数割規則」によれば，課税基準は地価，建物の広狭，建物構造の3項目を考慮して決められた（東京市財務局主計課，1941，54-55頁）。これは戸数割の名はついていても事実上家屋税であった。また各戸への負担の割り当てに際し，負担能力を考慮するか否かも区々であった。1885（明治18）年度の例であるが，等級（貧富の差）によって税率が異なっていた府県数は19，1戸当たりの賦課額が一定であった府県数は25あった（『主税局年報書 第12回』166-171頁）。ただし後述するように，各府県の末端町村レベルで各戸への割当方法が統一化されていたかは，必ずしも明らかではない。

(「郡部に属する府税賦課規則 (東京府)」第24条; 鷲見, 1900, 78頁), 「赤貧者は市町村会又は聯合町村会の議決に依り賦課を免除するを得」(「地租割戸数割賦課規則 (島根県)」第6条; 島根県, 1896, 51頁), 「戸数割を免除するもの左の如し……濟貧恤窮規則に依り救助を受るもの」(「石川県地方税賦課徴収規則類纂」第4章第4条第6項; 石川県第一部議事課, 1890, 85頁) など, 担税能力がないものに対しては免除可能とされた。具体的な免除基準は, 課税方法と同様に, 各地域の裁量に任せられていたので全国共通ではないものの, 貧困度合いが主たる免除基準であったことでは共通している。したがってこの戸数割免除比率を貧困率の指標とする。

ところで1882(明治15)年2月の太政官布告第12号「区郡部会規則中削除追加」において, 区部にかかわる戸数割は家屋税で代替することが可能となった²⁸⁾。当時区部が設けられていたのは, 3府と神奈川県であったが(1881年2月太政官布告第8号「三府一県区郡部会規則」), 実際に『概表』の戸数割免除戸数の調査時(明治18年度)において戸数割に替えて家屋税が導入されていたのは東京市, 神奈川県および愛知県の3府県区部だけであったので²⁹⁾, 以下の分析ではこれら3府県を除く。

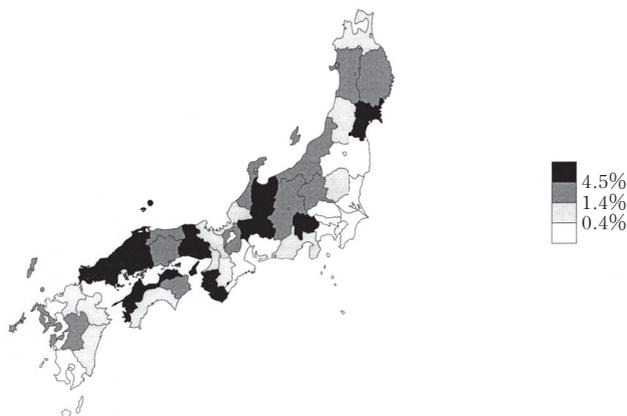
そこで各府県の免除者の数を合計し, これを全国計(東京府, 神奈川県, 愛知県および『概表』の調査対象外の北海道, 沖縄県を除く。以下本項同様)の現住戸数で除せば3.74%という結果が得られる³⁰⁾。図4は府県別の比率で, 図1と同様に4つにグルーピングした結果を示したものである。大雑把にみれば, 貧困率(戸数割免除比率)には西高東低の傾向が見られる。そこで以下で改めて府県間の貧困率の差異を説明するモデルを作って, その要因を検証してみる。

28) 納税義務者については, 戸数割の場合は家屋の現住者, 家屋税の場合はその所有者, という相違があった。なお1890(明治23)年5月公布の法律35号「府県制」第58条において, 市部・郡部を問わず家屋税による戸数割の代替が認められた。

29) 『主税局年報書 第12回』166頁。

30) 2013年度の生活保護世帯の比率3.18%(1ヶ月平均被保護世帯数÷総世帯数, 社会保障人口問題研究所研究所「社会保障統計年報データベース」2016年4月確認)に近い状況であった。

図4 戸数割免除比率



(注) 東京府，神奈川県，愛知県は対象外。
 (資料) 内務省県治局 (c1986, 表21)。

府県間の貧困率の差異を説明する要因として、5つの仮説を提起する。第1は、所得水準で、所得が高い府県ほど貧困率は低いと想定する。第2は、所得あるいは資産の分配の不平等度である。平均所得は同じでも分配が不平等であれば、貧困率は高くなると思われる。第3は、租税負担率である。他の条件を一定とすれば所得に対する課税額の割合が高いほど、可処分所得は少なくなり、貧困率が高くなると想定される。第4は、戸数割賦課額の水準である。これは租税負担率と重複する要因ではあるものの、被説明変数である貧困率自体が戸数割賦課を指標としているため調整変数として単独に加えた。各戸に対する賦課額が高くなれば、負担に耐えられず貧困と見なされる戸主の割合が高くなると考えられる。第5は、戸数割の各戸への配分の仕組みである。各戸に賦課を割り当てる際に、それぞれの負担能力を配慮した等級制を導入していれば、全戸同額賦課の場合よりも貧困率は低くなると想定できる。

具体的なモデルは、 $Z_i = f(Y_i, G_i, T_i, HT_i, HTD_i)$ で、記号の意味とモデルのパラメータ計測に際して利用した資料出所は次の通りである。Zは

貧困率（戸数割免除比率の対数変換値）。 Y は1人当たりGDP（1890年の値。前述）。 G は土地所有に関するジニ係数（無所有者を含む。前述）。 T は租税等負担率（GDPに対する国税，地方税，区町村費，賦金および備荒貯蓄の合計額で1883～85年度平均値。出典は『日本帝国統計年鑑』各年版）。 HT は1戸当たり戸数割賦課額の対数変換値（1885年度，『主税局年報書 第12回』166-171頁）， HTD は戸数割の等級制ダミー変数（1885年度において各戸への戸数割賦課に対し等級制を採用あるいは採用可能と報告された府県を1，そうでない府県を0，出典は HT に同じ³¹⁾）。下付きの i は府県を意味する。

線形回帰モデルを使い，データが利用可能な38の府県をサンプルとしてパラメータを推定すると以下になる（なお CD は千葉県ダミー）。

$$\ln(Z) = -2.366 - 0.108Y + 13.087G - 0.486T - 0.437\ln(HT) - 0.060HTD \\ (0.88) \quad (2.73^{***}) \quad (3.65^{***}) \quad (2.65^{**}) \quad (0.82) \quad (0.12) \\ -6.781CD, \quad \bar{R}^2 = 0.425 \\ (4.46^{***})$$

() は t 値で，***，** はそれぞれ1%，5%の有意水準で有意。

Y のパラメータの推定値はマイナス符号で1%の有意水準で有意であるから，所得水準の高い府県ほど貧困率は小さくなる。 G の推定値はプラス符号で1%で有意であるから，ジニ係数が高いしたがって資産分配が不平等な府県ほど貧困率が高いことになる。戸数割の賦課額（ HT ）とその賦課方法（ HTD ）は貧困率に対しては直接関係がないようである。興味深いことは，租税等負担率（ T ）の推定値がマイナスで有意になっていることである。すなわち租税等負担率が高い府県ほど貧困率は低い，という結果で

31) ただし府県行政機構の末端では，必ずしも『主税局年報書』記載の通りではなかったようである。たとえば同書によれば兵庫県の郡部では戸数割賦課額に等級を設けられていない記載になっているが，同県武庫郡常松村では戸数割を含む府県税の賦課を6等級に分けていた（尼崎市立地域研究史料館，1996，164頁）。

ある。1880年代は間接税が税収の中心になる以前であったため、たとえ直接税の累進度が低くとも、結果的に貧困県ほど租税負担が軽かったということになる³²⁾。

以上『概表』の調査結果を使って、近代経済成長初期の貧困率の水準とその府県間格差について考察したが、所得水準と資産分配はともに貧困率に対して強い影響を及ぼしていることが確認できた³³⁾。

4.5 明治後期の細民調査

明治後期になると貧困者の把握は、それまでの個人ベースのいわゆる「貧民窟調査」から行政機関による直接的な調査活動に移っていった。その先駆けが、東京市による細民調査と前後2回に分けて行われた内務省地方局による東京市内下町4区を対象とした「細民戸別調査」である。

東京市の調査(1911年)によれば、細民とは「区費を負担せぬ者で夫、車夫、日傭等を業とし、月収20円以下若しくは家賃3円以下の家に居住する」ものと定義されているが、これに該当する細民は当時の東京市総人口の12.6%に相当した(中川, 1985, 42-43頁)。

内務省地方局の調査(1911~12年)は、先行した東京市調査で細民比率が高かった下谷区、浅草区、本所区、深川区の細民について、所帯構成、住居、職業、収入、出身、貧困になった理由などを調査し、その後続く様々な細民調査、不良住宅調査、要保護世帯調査の原型となった³⁴⁾。その他の明治・大正初期における貧困調査については、吉田(1993, 第4-6章)

32) 小野武夫によれば、地租改正は社会政策的な意味があり、その結果多くの貧農から支持され完遂されたという(小野, 1948, 135-138頁)。徳川時代には富農の手に集中された土地は概ね地味肥沃で年貢率も低かった。反対に貧農の手に残る土地は地味が瘠せて年貢率の高い土地であった。しかし地租改正の地価決定で土地生産性の格差が地価に反映されたため、結果的に富農の所有する田畑の地租は高くなったのに対し、貧農の所有する田畑の地租は逆に低くなった。

33) この時期になると当時の代表的な貧民窟に対するルポルタージュが出版される(西田, 1970あるいは中川, 1985, 13-14頁を参照)。

34) 津田(1972, 第2章)では、「細民戸別調査」の詳細な分析がなされている。

が詳しいので、ここではそれを繰り返さない。

このような貧困問題に対し、政府による政策対応はどのようなものであったろうか。明治期の貧困救済の基本となったのは、1874年12月の「恤救規則」（太政官達162号）であった。これは現在の生活保護法の源流ともいわれているが、公的救済の対象となったのは「無告の窮民（まったく身寄りのない貧困者）」のみで、政府の基本的な考え方は「村共同体救済の重視、家的扶養の重視、共同体上の個人的道義による救済の重視」であった（吉田、1960、61頁）。福祉に対するこのような考え方は、現在でも依然として根強く残っているといえよう。

おわりに

本稿は明治期における資産分布と貧困問題について論じてきた。資産分布については土地および金融資産ともに不平等度が大きく、所得分配と同様に時間とともにその不平等度は拡大したと思われる。また資産分布の不平等度は貧困率の地域間格差の要因の一つであり、分配問題と貧困問題とがリンクしていたことを窺わせる。

資産分配が悪化した背景に、明治期の税制が影響していたことは言うまでもない。代表的な資産課税である地租は、地価に対し全国一律の税率を乗ずるので累進的な性質はもっていなかった。現代において所得や資産の再分配機能としての期待される相続税についても、戦前における基本的な考え方は、「偶然所得説」を中核としたもので、その根拠に富の再分配的な考え方が強く入ってきたのは、戦後の相続税改正後のことであった（大村、1975、132頁）。

さらに明治期の税制で特徴的なことは、逆進性の高い間接税（酒税、関税、砂糖消費税、織物消費税など）の比率が高かったことである。間接税等の国税収入全体に占める割合は、1875年度の14.9%から、戦時増税などを経て上昇し1890年に39.4%、1900年60.0%、そして1910年には64.8%に

達した（日本統計協会，1988，268-269頁）。

資産や所得の分配の不平等度が高まった背景には、このような逆進性の高い租税体系があった。

文献目録

- 朝倉孝吉（1961）『明治前期日本金融構造史』岩波書店。
- 我妻東策（1940）『明治社会政策史：土族授産の研究』三笠書房。
- 尼崎市立地域研究史料館（編）（1996）『尼崎地域史事典』同市。
- 有元正雄（1972）「各府県民有財産取調概表」『土地制度史学』55号，61-78頁。
- 安藤良雄・山本弘文（編）（1971）『興業意見他前田正名関係資料（生活古典叢書1）』光生館。
- 稲葉泰三（1960）「徳川後期における本間家の土地集積」『農業総合研究』14巻1号，131-174頁。
- 石川健次郎（1976）「華族資本と土族経営者」由井常彦（編）『工業化と企業者活動』日本経済新聞社。
- 石川県第一部議事課（編）（1890）『石川県地方税賦課徴収規則類纂』同課。
- 岩崎令治（2002）「町人の土地所有」渡辺尚志・五味文彦（編）『土地所有史』山川出版社。
- 梅村又次・他（1983）『地域経済統計（長期経済統計 13巻）』東洋経済新報社。
- 大石嘉一郎（編）（1985）『近代日本における地主経営の展開』御茶の水書房。
- 大内兵衛・土屋喬雄（編）（1979a）『歳入出決算報告書（上）』（明治前期財政経済史料集成 第4巻）原書房（復刻版）。
- — —（編）（1979b）『秩禄処分参考書（明治前期財政経済史料集成 第8巻）』原書房（復刻版）。
- — —（編）（1979c）『興業意見書（上）（明治前期財政経済史料集成 第18巻）』原書房（復刻版）。
- 大蔵省理財局（編）（1918）『国債沿革略（第2巻）』同局。
- 大阪府社会福祉協議会（編）（1958）『大阪社会事業史』同会。
- 太田健一（1981）『日本地主制成立の研究』福武書店。
- 大村巍（1975）「相続税の誕生」『税務大学校論叢』9号，107-159頁。
- 落合弘樹（2001）『明治国家と土族』吉川弘文堂。
- 小野武夫（1948）『明治前期土地制度史論』有斐閣。
- 小村弑（編）（1960）『市島家文書（新潟県大地主所蔵資料 第2集）』農政調

査会。

- 勝正憲 (1938) 『日本税制改革史』 千倉書房。
- 貨幣制度調査会 (1895) 『貨幣制度調査会報告』 同会。
- 鎌形勲 (1953) 『山形県稲作史』 農業総合研究所。
- 北原糸子 (1975) 「明治初年東京府における窮民授産」 和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会 (編) 『明治国家の展開と民衆生活』 弘文堂。
- 吉川秀造 (1935) 『土族授産の研究』 有斐閣。
- (1943) 「土族の生計調査」 同 『明治維新社会経済史研究』 日本評論社。
- 木下光生 (2013) 「十九世紀初頭の村民世帯収支：大和国吉野郡田原村の事例から」 『奈良史学』 30号, 1-35頁。
- 久保三友 (編) (1912) 『東京市及隣接郡部地籍台帳』 東京市区調査会 (復刻版 地図資料編集会 (編) 『地籍台帳・地籍地図 [東京]』 柏書房, 1989年)。
- 経済企画庁総合計画局 (編) (1975) 『所得・資産分配の実態と問題点』 大蔵省印刷局。
- 小林重敬 (1981) 「宅地形成と都市計画」 日笠端 (編) 『土地問題と都市計画』 東京大学出版会。
- 斎藤修 (2002) 『江戸と大阪：近代日本の都市起源』 NTT出版。
- 澤田收二郎 (1991) 『近代における日本農業の技術進歩』 農林統計協会。
- 渋谷隆一 (編) (1984) 『明治期日本全国資産家・地主資料集成 (第4巻)』 柏書房。
- ・森武磨・長谷部弘 (2000) 『資本主義の発展と地方財閥：荘内風間家の研究』 現代史料出版。
- 島根県 (1896) 『島根県令規類纂上巻』 同県。
- 白川部達夫 (2004) 「近世前期の検地名請と小百姓」 渡辺尚志・長谷川裕子 (編) 『中世・近世土地所有史の再構築』 青木書店。
- (2010) 「近世の村と百姓の土地所持」 白川部達夫・山本英二 (編) 『村の身分と由緒』 吉川弘文堂。
- 須永重光 (編) (1966) 『近代日本の地主と農民』 御茶の水書房。
- 鷺見金三郎 (編) (1900) 『東京府稅務全書』 丸善。
- 千田稔 (1979) 『維新政権の秩禄処分：天皇制と廃藩置県』 開明書院。
- 滝島功 (2003) 『都市と地租改正』 吉川弘文館。
- 竹内余所次郎 (1907) 「東京市の大地主 (一～三)」 『平民新聞』 1907年1月15日, 20日, 21日。
- 津田真澄 (1972) 『日本の都市下層社会』 ミネルヴァ書房。
- 寺西重郎 (1982) 『日本の経済発展と金融』 岩波書店。

- 東京市財務局主計課（編）（1941）『地方税規則後の東京府税制（其の二）（戸数割，家屋税，地価割）』（東京市財政史稿 第6輯）同課。
- 東京市役所（編）（1935）『昭和8年 東京市人口統計（第1回）』同所。
- 東京都（編）（1960）『七分積金：その明治以降の展開（都市紀要7）』同。
- －（編）（1961）『東京市史稿 市街篇50』同。
- 東洋経済新報社（編）（1927）『明治大正国勢総覧』同社。
- 内務省県治局（編）（c1886）『各府県民有財産取調概表』（市政専門図書館蔵「大森文庫」所蔵資料）。
- 内務省総務局戸籍課（1887）『明治19年1月1日調日本全国民籍戸口表』同課。
- 永原慶二・他（1972）『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会。
- 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房。
- 中村政則（1979）『近代日本地主制史研究』東京大学出版会。
- 西田長寿（編）（1970）『明治前期の都市下層社会（生活古典叢書2）』光生館。
- 日本統計協会（編）（1988）『日本長期統計総覧 第3巻』同会。
- 農林統計研究会（編）（1983）『都道府県農業基礎統計』農林統計協会。
- 野口孝一（1987）「明治初期東京の土地所有状況：山本忠兵衛（編）『区分町鑑 東京地主案内』を中心に」『総合都市研究』30号，121-157頁。
- 林健久（1965）『日本における租税国家の成立』東京大学出版会。
- 速水融（2009）『歴史人口学研究：新しい近世日本像』藤原書店。
- 原田伴彦（1981）『増補 日本封建制下の都市と社会』三一書房。
- T.ピケティ/山形・他訳（2014）『21世紀の資本』みすず書房。
- 平野哲也（2004）『江戸時代村社会の村立構造』御茶の水書房。
- 福島正夫（1975）「近・現代」北島正元（編）『土地制度史Ⅱ』山川出版社。
- 藤野正三郎・秋山凉子（1977）『証券価格と利子率：1874～1975年（第2巻）』一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター。
- －・寺西重郎（2000）『日本金融の数量分析』東洋経済新報社。
- 古島敏雄（1958）『日本地主制史研究』岩波書店。
- －・永原慶二（1954）『商品生産と寄生地主制』東京大学出版会。
- －・守田志郎（1957a）『千町歩地主の成立と展開』農業総合研究所。
- －・－（1957b）「明治期における地主制度展開の地域的特質」明治史料研究連絡会（編）『地主制の展開（明治史料研究叢書 第5集）』御茶の水書房。
- 牧野文夫（1996）『招かれたプロメテウス：近代日本の技術発展』風行社。
- 水本浩・大滝洸（1962）「明治30年代末の東京市の宅地所有状況：借地・借家法性格論のために」『商経法論集』13巻2号，179-209頁。
- 南亮進（牧野文夫協力）（2002）『日本の経済発展』（第3版）東洋経済新報社。

- 一・牧野文夫 (2017) 「所得と資産の分布」 中林真幸・中村尚史・深尾京司 (編) 『近代1 : 岩波講座 日本経済の歴史 (第3巻)』 岩波書店, 近刊。
- 明治財政史編纂会 (編) (1904) 『国債』 (明治財政史第8巻) 丸善。
- 一 (編) (1905) 『銀行 (明治財政史第13巻)』 丸善。
- 森田英樹 (1993) 「明治初年, 東京市街地における地価算定政策の展開」 『三田学会雑誌』 86巻2号, 81-121頁。
- 矢野健太郎 (2015) 「地租改正は『近代的制度』として成立したのか: 福岡県の事例をめぐって」 平川新 (編) 『通説を見直す: 16~19世紀の日本』 清文堂出版。
- 山村光司 (2002) 「正しい分散分析結果を導くための変数変換法」 『植物検疫』 56巻10号, 436-441頁。
- 山本忠兵衛 (編) (1878) 『区分町鑑 東京地主案内』 同人。
- 吉田久一 (1960) 「明治期の救貧制度」 日本社会事業大学救貧制度研究会 (編) 『日本の救貧制度』 勁草書房。
- 一 (1993) 『改訂版 日本貧困史』 川島書店。
- 鷺崎俊太郎 (2012) 「江戸の町屋敷経営と不動産収益率の長期分析: 1775~1872」 『経済学研究』 79巻4号, 95-121頁。
- 一 (2013) 「三井における東京の不動産経営と収益率の数量的再検討: 1872~1891」 『経済学研究』 80巻2・3合併号, 17-51頁。
- 渡辺尚志 (2008) 『百姓の力: 江戸時代から見える日本』 柏書房。
- 一 (2009) 「セフティネットとしての村」 『月刊自治研』 51巻7月号 (598号), 38-45頁。
- 渡辺久雄 (編) (1970) 『尼崎市史』 (第3巻) 尼崎市役所。
- Kuznets, S. (1955) "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, Vol.45 No.1, pp. 1-28.
- Lindert, P.H. (1986) "Unequal English Wealth since 1986," *Journal of Political Economy*, Vol.94 No.6, pp.1127-1162.
- 一 (2000) "Three Centuries of Inequality in Britain and America," in A.B. Atkinson and F. Bourguignon (eds.) *Handbook of Income Distribution*, Vol.1, Amsterdam: Elsevier.
- 一 and J.G. Williamson (2012) *American Income 1774-1860* (NBER Working Paper No.18396; <http://www.nber.org/papers/w18396>, 2016年2月確認).
- Moriguchi, C. and E. Saez (2010) "The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics," in A.B. Atkinson and T. Piketty (eds.) *Top Incomes: A Global Perspective*, Oxford: Oxford

- University Press.
- Ohlsson, H. et al. (2008) "Long-Run Changes in the Concentration of Wealth: An Overview of Recent Findings," in J.B. Davies (ed.) *Personal Wealth from A Global Perspective*, Oxford: Oxford University Press.
- Soltow, L.(1989) *Distribution of Wealth and Income in the United States in 1798*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Williamson, J.G. and P.H. Lindert (1980a) *American Inequality: A Macroeconomic History*, New York: Academic Press.
- and — (1980b) "Long-Term Trends in American Wealth Inequality," in J.D. Smith (ed.) *Modeling the Distribution and Intergenerational Transmission of Wealth*, Chicago: University of Chicago Press.

Wealth and Poverty in the Meiji Era

Fumio MAKINO

《Abstract》

Understanding the structure of inequality and poverty in the economic development, this paper examines the experiences of Meiji Japan.

Firstly, the Gini coefficient of land ownership calculated from official statistics compiled in the mid-1880s shows that land ownership was more unequal in the prefectures with higher income and higher tax burden on land property. It also turns out that distribution of land ownership in the early Meiji period was highly affected not only by land concentration proceeded in the Tokugawa period but by fiscal restraint policy called “*Matsukata* Deflation”.

Secondly, it is evident that differences in regional poverty ratio defined as household ratio with income below the limit for low income exemption was highly related with income level and wealth inequality.

Thirdly, worsening inequality of income and wealth was partly caused by much less progressive tax system in Meiji era.